

【楽しむ（享受）】 第6回

教え子を二度と戦争に送り出さない教育とは、何か。何をしてきたか。

まず、「そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、……その福利は国民がこれを享受する」（憲法前文）とあるように、国民が政治の成果を楽しむことである。そういう政治でなければならぬ。「享受」は、英訳にもあるようにenjoyである。その上で、「普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育」（一九四七年教育基本法前文）をしてきた。

文化芸術振興基本法（二〇〇一年）の第二条3では、「文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない」とある。



生活教育が学級文化活動を重視するのは、授業で文化と出会うだけでなく、学級自体を、文化を創造し享受する場にしたいからである。これが自治の一つの内容となる。

文化の創造・享受は「戦争の惨害から将来の世代を救う（国連憲章前文）だけでなく、当事者の世代が救われる機会になるかもしれない。文化でしか救えないかもしれない。」

「童話……私が子どもを楽しませてやるのか、子どもが私を楽しませてくれるのか見きわめがつかない」と書いた金沢嘉市。戦前の自分の行いの深い悔恨を、子どもたちとの文化の創造、文化の享受によって乗り越えようとする姿がみえる。

子どもたちとの楽しい日々。それは平和を享受する生活なのである。（研究部・加藤聡一）

参考

中野光・白井克尚・浅岡靖史・森田浩章「教師とは 金沢嘉市が拓いた教育の世界」つなん出版、二〇〇三年、二一六ページ。